

第8次熊本県保健医療計画の策定について（障がい関係分野）

1 熊本県保健医療計画について

- 医療法第30条の4の規定に基づく「医療計画」として、本県における医療提供体制の整備の方向性等を示すものであり、平成29年3月に策定した「熊本県地域医療構想」を推進するもの。
- 県政の基本方針である「第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体的に推進する、本県の保健医療分野の基本的な計画とする。なお、計画の推進に当たっては、行政機関、県民、保健医療関係者、関係団体等が一体となって取り組む。

2 第8次熊本県保健医療計画の策定について

(1) 計画期間

令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）まで（6年間）

(2) 策定状況について

令和5年7月7日に第1回目の熊本県保健医療推進協議会が開催され、基本方針が決定されました。

①基本目標

県民が地域で安全・安心に暮らし続けられるための持続可能な保健医療体制の構築

②施策の柱

- ・生涯を通じた健康づくり
- ・地域でいつまでも安心して暮らせる保健医療の提供
- ・地域の保健医療を支える人材の確保・育成
- ・地域における健康危機への対応

(3) スケジュールについて

7/7 第1回熊本県保健医療推進協議会（基本方針決定）

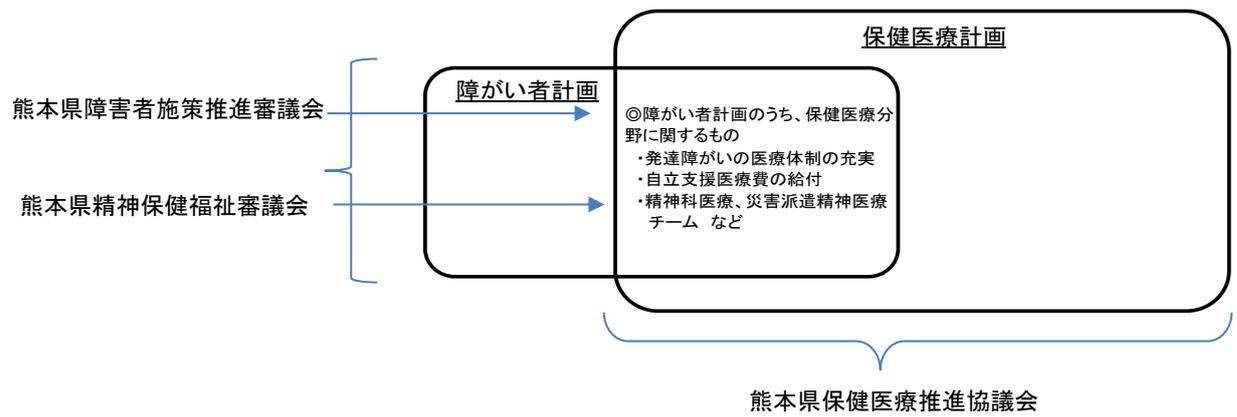
10/12 第2回熊本県保健医療推進協議会（素案協議）

12月頃 第3回熊本県保健医療推進協議会（文案協議）

3 障がい者計画との関係について

- 障がい者計画のうち、保健医療に関係する部分については、保健医療計画にも記載しています。
- 第2回熊本県保健医療推進協議会で素案を協議する際に、障がい者関連施策については別添が対象となる予定です。
- 第8次熊本県保健医療計画（障がい者関連施策）の検討体制は以下のとおりとなっています。

特に、精神科医療に関しては、熊本県精神保健福祉審議会で主に審議されます。



4 障害関係分野の記載についての考え方

<障害関係分野>

- 障害者計画のうち、保健・医療に関する部分について記載する。
- 第7次保健医療計画の項目を踏まえ、総合評価における課題や国指針、新たな課題等について見直し、必要に応じて項目の追加・削除を行う。
※保健医療計画から削除する場合でも、障害者計画からは削除しません。